

申告会場へお越しの際の注意事項

- 申告相談会場にお越しの際は、入口の番号札を取って、待合室でお待ちください。
- 相談できる内容が限られていますので、以下の「相談時の持ち物」・「市主催の申告会場において相談できないこと」をご確認の上、ご来場ください。
- 咳や発熱の症状がある場合は、来場をご遠慮ください。
- 作成済の確定申告書はお預かりすることはできません。税務署に持参するか郵送してください。
- 申告相談の期間前・期間中ともに市役所税務課窓口では、申告相談をお受けできません。

相談時の持ち物

- 「個人番号カード」（お持ちでない方は「通知カード」と運転免許証などの本人確認書類）
- 前年の申告書の控え
- 税務署から送付された確定申告に関する書類（確定申告の「お知らせはがき」や確定申告書類等がある方）
- 所得や経費を証明する書類
 - ・令和7年分の給与所得や公的年金等の「源泉徴収票（原本）」、報酬、配当、一時所得などの支払調書など
 - ・事業所得、農業所得、不動産所得のある方は、「収支内訳書」（作成済のもの）および収入・必要経費のわかる帳簿等
 - ・不動産所得のある方は、経費となる固定資産税額を証明する書類
- 各種の控除を証明する書類（生命保険料控除証明書、国民年金保険料控除証明書、地震保険料等の支払証明書、医療費控除の明細書（領収書をまとめて計算済のもの。おむつ代の医療費控除を受ける場合には「おむつ使用証明書」等が必要です。）、寄附金・義援金の領収書等）。
- 障害者控除を受けようとする方は、障害があることを証明する書類（各種障害者手帳等または障害者控除対象者認定書（※65歳以上で一定の要件に当てはまる方は、保険課または各保健福祉サービスセンターで発行ができます。））
- 通帳など口座番号がわかるもの（所得税が還付となる方）
- 利用者識別番号が分かる書類（お知らせはがき等）

市主催の申告会場において相談できないこと

- 青色申告者
- 亡くなられた方の申告
- 令和6年分以前の申告
- 土地や建物、株式、先物取引などの譲渡所得のある方
- 仮想通貨取引のある方
- 今回初めて住宅借入金等特別控除や雑損控除を受ける方
- 税理士または税理士法人関与の法人の役員
- 消費税、贈与税の申告
- 災害による雑損控除を受けられる方

左記の申告は市主催の申告会場では相談できません。
諏訪税務署にご相談ください。

諏訪税務署での申告 問 諏訪税務署 ☎52-1390

期間(土・日・祝日を除く)	時間	会場
2月16日(月)～3月16日(月)	受付 8時30分～16時 相談開始は9時～	諏訪税務署 1階

確定申告会場での相談は、国税庁LINE公式アカウントによるオンライン事前予約をお願いします。

※会場において当日受付も行ってはいますが、当日の相談枠に限りがあります。

国税庁LINE
公式アカウント
はこちらから



税の申告

所得税の確定申告・市県民税（住民税）の申告・国保税の申告

問 税務課市民税係 ☎72-2101（内線172・173・174）、諏訪税務署 ☎52-1390（自動音声案内）
 保険課 国保年金係 ☎72-2101（内線322）

この申告は、令和8年度の住民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などを計算する上での基礎となるほか、各種届出、申請に必要な課税証明書等を交付するための重要な資料になります。3月16日（月）までに申告を済ませましょう。

申告期間：2月16日(月)～3月16日(月)

茅野市の税の申告相談会

ご自身で確定申告書や住民税申告書を作成できない方を対象とした申告相談会を開催します。

- 申告相談会の会場は茅野市役所議会棟大会議室になります。
- 混雑を避けるため、行政区を指定した相談期間と自由に相談できる期間を設けています。



- ▶ **期間** 2月16日(月)～3月13日(金) ※土・日・祝日および3月16日(月)は市の相談会を開催しません。
- ▶ **受付** 午前の部：9時～11時、午後の部：13時～15時
※上記時間外は受付できませんので、ご注意ください。
- ▶ **会場** 茅野市役所 議会棟大会議室 ※各地区コミュニティセンターでは実施しません。
- ▶ **日程** 以下の日程表をご確認ください。

月	日	曜日	地区	行政区	
				午前の部 9時～11時	午後の部 13時～15時
2月	16日	月	中大塩	中大塩1区	中大塩2区・3区・4区
	17日	火	米 沢	北大塩	埴原田・鋳物師屋・塩沢・米沢台
	18日	水	北 山	湯川	糸萱・蓼科・車山・蓼科中央高原
	19日	木	北 山	芹ヶ沢	柏原・白樺湖・鉄山・緑の村
	20日	金	湖 東	上菅沢・中村・花蒔・堀	山口・松原・新井・金山・須栗平・笹原・白井出・東平
	24日	火	豊 平	下菅沢・福沢・下古田・上古田・山寺団地・グリーンヒルズヴィレッジ	南大塩・御作田・塩之目・上場沢・広見・奥蓼科
	25日	水	泉 野	下槻木・中道	大日影・上槻木・小屋場・若葉台・南蓼科台
	26日	木	玉 川	粟沢・小泉	神之原・南小泉
3月	27日	金	玉 川	山田・中沢・田道・菊沢・穴山	北久保・上北久保・子之神・小堂見・美濃戸・緑
	2日	月	金 沢	大沢・青柳・御狩野・金沢上・旭ヶ丘・サンコーポラス旭ヶ丘	金沢下・大池・木舟・金沢台・新金沢
	3日	火	ち の	本町	塚原・城山
	4日	水	ち の	上原・中沖・赤田・丁田・坂室・鏡湖	横内・茅野町・仲町
	5日	木	宮 川	高部・新井・安国寺・田沢	西茅野・丸山・向ヶ丘・東向ヶ丘・みどりヶ丘
	6日	金	宮 川	茅野・長峰・西山・墨筋内	中河原・両久保・ひばりヶ丘
9日～13日	月～金	指定なし	上記の日程でご都合がつかない方(土・日は除く)		

STEP 2

- 給与収入のみで、勤務先から源泉徴収票をもらっている。
- 公的年金等の収入のみである。
- 遺族の受ける恩給や年金、障害年金等の非課税所得のみで生活している方で以前に市・県民税申告書を市に提出している。
- 市内に居住する人の税法上の扶養親族であり、事業所得や不動産所得、個人年金などの雑所得、生命保険の満期返戻金などの一時所得が無い。

一つも当てはまらない方

市県民税の申告をしましょう
申告方法については P10~11 へ

一つでもチェックの
入った方は

申告不要です

所得税を納めすぎの方は
還付を受けるための確定
申告書の提出ができます

★国保税に関する申告について

所得税、市県民税の申告がない方でも、国保税の算定のために所得の申告が必要です。申告が必要かどうか確認しましょう。

ご自身が16歳以上の国民健康保険加入者である、あるいは家族に国民健康保険に加入している者がいる世帯主の方

はい

いいえ

所得税の確定申告や市県民税申告を行った。

いいえ

はい

所得が給与収入のみの方で、勤務先から給与支払報告書が市へ提出されている。

いいえ

はい

所得が公的年金等（遺族年金、老齢福祉年金、障害年金は除く）のみである。

いいえ

はい

所得税や市県民税の申告書、給与支払報告書または公的年金等において被扶養者として報告されている。

いいえ

はい

国民健康保険税にかかる所得の申告は必要ありません

市県民税の申告をしましょう 申告書の記入は税務課市民税係へ

収入の無い方や、失業中で雇用保険による失業給付のみで生活されている世帯の方などは所得の申告が必要です。

申告相談の詳細については、茅野市公式ホームページ、ビーナチャンネルでも見る您可以通过



茅野市公式ホームページ



ビーナチャンネル

令和7年分の確定申告は待ち時間がない 電子申告をおすすめします！

パソコン・スマホでの申告

確定申告には、ご自宅等からパソコン・スマホでご利用いただけるe-Tax・スマホ申告が便利です。e-Tax・スマホ申告は**24時間いつでも**提出できます（メンテナンス時間の除く）。還付申告の場合、書面に比べ早期に還付がされます。

電子申告には**3通り**の方式があります。可能な方法で申告書を作成してください。

① マイナンバーカード方式

〈準備するもの〉
・マイナンバーカード
・(PC) IC カードリーダー
・(スマホ) マイナンバーカードの読み取りが可能な機種

② ID・パスワード方式

〈準備するもの〉
・税務署で発行された ID・パスワード (ID・パスワード方式の届出完了通知)

③ 印刷して郵送等で提出

自宅にプリンターが無い方はコンビニでプリントすることができます。

準備ができたなら国税庁ホームページ
「確定申告書作成コーナー」へ



国税庁ホームページ
「確定申告書作成コーナー」

申告に関するフローチャート

あなたは申告が必要でしょうか？

申告が必要かどうかフローチャートを参考に確認してみましょう。

STEP 1

↓ スタート

給与の方	<input type="checkbox"/> 年末調整を受けていない給与収入がある。(例:中途退職、副業でアルバイト、年収2,000万円超の方など)
	<input type="checkbox"/> 年末調整で受けていない控除がある。(医療費控除、寄付金控除等)
	<input type="checkbox"/> 給与所得の年末調整は受けたが、それ以外の所得が20万円を超えている。
年金の方	<input type="checkbox"/> 公的年金等の収入が400万円を超えている。
	<input type="checkbox"/> 公的年金等の収入が400万円以下であり、それ以外の所得が20万円を超えている。
	<input type="checkbox"/> 医療費控除、寄付金控除等がある。
その他	<input type="checkbox"/> 生命保険の満期返戻金などの一時所得があり、所得税を納める必要がある。
	<input checked="" type="checkbox"/> 事業所得や不動産所得(★青色申告)などがあり、所得税を納める必要がある、または予定納税・源泉徴収に係る所得税の還付を受ける。
	<input type="checkbox"/> ★土地・建物・株式などの譲渡所得や先物取引があり、所得税を納める必要がある。または損失の繰越控除を受ける。
	<input type="checkbox"/> ★純損失または雑損失が生じ、その繰越控除などを受ける。
	<input type="checkbox"/> ★住宅借入金等特別控除の適用を初めて受ける。
	<input type="checkbox"/> ★令和6年分以前の申告。

一つでもチェックの
入った方は

所得税の確定申告をしましょう
申告方法については
P10~11 へ

★の申告は市が開設する相談会場では受付できませんので税務署へ申告してください。

一つも当てはまらない方

STEP2 へ